

山梨県公報

第七百一十一号

平成十八年

十一月二日

木曜日

目次

○保安林の指定施業要件の変更予定	七八五
○保安林の指定の解除	七八五
○道路の区域変更(二件)	七八五
○道路の供用開始	七八六
○建築基準法に基づく道路位置指定	七八六
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	七八六
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	七八七
○開発行為に関する工事の完了について	七九二
教育委員会	
○一般競争入札について	七九二
その他	
○落札者等の決定について	七九三

告 示

山梨県告示第五百四十八号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北杜市大泉町谷戸字五里畑五四六二の二
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第五百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎増富線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

北杜市須玉町大字比志字下平四九三三番の 八地先から 北杜市須玉町大字小尾字大柴五五三七番地 先まで	旧	六・〇〃 二五・〇	二二九〇・〇
	新	八・〇〃 三三・二	二二七五・〇

山梨県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 増富若神子線
- 三 道路の区域

北杜市須玉町大字小尾字大柴五五三七番地 先から 北杜市須玉町大字比志字下平四九三三番の 八地先まで	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	六・〇〃 二五・〇	二二九〇・〇
新	八・〇〃 三三・二	二二七五・〇	

山梨県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十一月二十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の 種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
-----------	-------	-----	------------------	-------------

県道	武田八幡神 社線	韮崎市水神一丁目四五九三番の 一地从先から 韮崎市水神一丁目四五九〇番の 一地从先まで	四四・〇 十一月二日
----	-------------	--	---------------

山梨県告示第五百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（富士吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
上野原市上野原字仲外戸一六九八番七
- 二 道路の幅員
最大八・〇五メートル 最小四・〇四メートル
- 三 道路の延長
三一・八四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 アクティブタウン
- 2 代表者の氏名 早川勝巳
- 3 主たる事務所の所在地 富士吉田市下吉田千九百七十四番地
- 4 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、住みよいまちづくりを推進するため、市民参画

による地域の危険箇所、未整備な場所等を改善する活動と事業を行い、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十月二十日から同年十二月十九日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年十月十九日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人さくら振興会
- 2 代表者の氏名 石原安磨
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市大里町五千二百九十四番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、甲府市を中心とする地域に生活する人々を対象に、地域環境の整備、地域の交流、文化事業並びに行政との協働事業を行い、住民の主體的・自立的なまちづくり活動の実際的・精神的拠点として魅力ある景観の創出とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十月二十日から同年十二月十九日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
医療法人慶友 会サントール 城東介護施設	甲府市城東四 丁目一三番一 五号	一九一〇一一三 一三一	介護予防短期入 所生活介護	平成十八年五月 一日

医療法人慶友 会サントール 城東介護施設	甲府市城東四 丁目一三番一 五号	一九一〇一一三 一三一	介護予防通所介 護	平成十八年五月 一日
フリヤ薬局	笛吹市石和町 市部一〇七八 番地一	一九四一八〇〇 二二七	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年五月 一日
フリヤ薬局	笛吹市石和町 市部一〇七八 番地一	一九四一八〇〇 二二七	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十八年五月 一日
アルファケア 南甲府介護施 設	甲府市南口町 二番地七	一九七〇一〇〇 五四九	介護予防訪問介 護	平成十八年五月 一日
アイリスケア センター甲府 南	甲府市増坪町 二六六番地一	一九七〇一〇〇 五六四	通所介護	平成十八年五月 一日
アイリスケア センター甲府 南	甲府市増坪町 二六六番地一	一九七〇一〇〇 五六四	介護予防通所介 護	平成十八年五月 一日
清栄なでしこ 荘	甲府市横根町 五五四番地	一九七〇一〇〇 九九四	介護予防短期入 所生活介護	平成十八年五月 一日
デイサービス センターあさ かわ	甲府市上石田 四丁目一八番 六号	一九七〇一〇一 〇二六	介護予防通所介 護	平成十八年五月 一日
有限会社さわ やか介護	甲府市和戸町 二九番地一	一九七〇一〇一 五三九	介護予防訪問介 護	平成十八年五月 一日
デイサービス センターあい ハルバーセン ターきらら	甲府市天神町 四番地七	一九七〇一〇一 九七六	介護予防通所介 護	平成十八年五月 一日
ヘルパーセン ターきらら	甲府市城東三 丁目七番一一 号	一九七〇一〇二 一四九	訪問介護	平成十八年五月 一日

ヘルパーセン ターきらら	甲府市城東三 丁目七番一 号	一九七〇一〇二 一四九	介護予防訪問介 護	平成十八年五月 一日
デイサービス ともだち	甲府市丸の内 二丁目九番二 八号	一九七〇一〇二 一七二	介護予防通所介 護	平成十八年五月 一日
デイサービス 福寿の家	山梨市北九一 三番地五	一九七〇二〇〇 二六五	通所介護	平成十八年五月 一日
デイサービス 福寿の家	山梨市北九一 三番地五	一九七〇二〇〇 二六五	介護予防通所介 護	平成十八年五月 一日
あっとけあ事 業所	笛吹市石和町 山崎一〇二番 地二	一九七〇五〇〇 一七七	介護予防福祉用 具貸与	平成十八年五月 一日
有限会社ゆう	笛吹市石和町 川中島一〇 番地六五	一九七〇五〇〇 二四三	特定福祉用具販 売	平成十八年五月 一日
有限会社ゆう	笛吹市石和町 川中島一〇 番地六五	一九七〇五〇〇 二四三	特定介護予防福 祉用具販売	平成十八年五月 一日
有限会社ゆう	笛吹市石和町 川中島一〇 番地六五	一九七〇五〇〇 二四三	介護予防福祉用 具貸与	平成十八年五月 一日
特定非営利活 動法人介護屋 かわみ いち ち	西八代郡市川 三郷町黒沢八 八〇番地	一九七〇六〇〇 三三二	訪問介護	平成十八年五月 一日
特定非営利活 動法人介護屋 かわみ いち ち	西八代郡市川 三郷町黒沢八 八〇番地	一九七〇六〇〇 三三二	介護予防訪問介 護	平成十八年五月 一日

かわみ いち ち指定訪問 介護事業所	八〇番地		介護予防訪問介 護	平成十八年五月 一日
訪問介護おん わ	南巨摩郡身延 町下山九〇八 一番地一	一九七〇七〇〇 六六〇	介護予防訪問介 護	平成十八年五月 一日
医療法人財団 交道会指定訪 問リハビリテ ーションしも べ	南巨摩郡身延 町下部一〇六 三番地	一九七〇七〇〇 七八五	訪問リハビリテ ーション	平成十八年五月 一日
有限会社ハピ ネスフレンド	甲斐市西八幡 二二九七番地 七	一九七〇八〇〇 四五二	介護予防訪問介 護	平成十八年五月 一日
やさしい手富 士吉田営業所	富士吉田市上 吉田五丁目九 番五号	一九七二二〇〇 一七三	居宅介護支援	平成十八年五月 一日
有限会社真栄 自動車工業	富士吉田市下 吉田一六七八 番地	一九七二二〇〇 二七二	特定福祉用具販 売	平成十八年五月 一日
有限会社真栄 自動車工業	富士吉田市下 吉田一六七八 番地	一九七二二〇〇 二七二	特定介護予防福 祉用具販売	平成十八年五月 一日
有限会社真栄 自動車工業	富士吉田市下 吉田一六七八 番地	一九七二二〇〇 二七二	介護予防福祉用 具貸与	平成十八年五月 一日
巨摩共立病院 デイサービス いきやり	南アルプス市 桃園三四〇番 地	一九七二六〇〇 四二二	通所介護	平成十八年五月 一日
巨摩共立病院 デイサービス いきやり	南アルプス市 桃園三四〇番 地	一九七二六〇〇 四二二	介護予防通所介 護	平成十八年五月 一日

原田歯科クリ	原田歯科クリ ニック	原田歯科クリ ニック	原田歯科クリ ニック	ケアセンター ふじ	介護付有料老 人ホームヴィ レッタ甲府	介護付有料老 人ホームヴィ レッタ甲府	介護付有料老 人ホームヴィ レッタ甲府	介護付有料老 人ホームヴィ レッタ甲府	介護付有料老 人ホームヴィ レッタ甲府	介護付有料老 人ホームヴィ レッタ甲府	高山	医療法人高山 会ライフケア &クリニック 高山	デイサービス ひまわり
甲府市里吉四 〇号	甲府市里吉四 丁目一四番二 〇号	甲府市里吉四 丁目一四番二 〇号	甲府市里吉四 丁目一四番二 〇号	大月市猿橋町 殿上四三四番 地五	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	甲府市下飯田 二丁目二番三 〇号	甲府市丸の内 一丁目一四番 八号	甲府市竜王新 町二〇五七番 地一二	甲斐市竜王新 町二〇五七番 地一二
一九三〇一〇三	一九三〇一〇三 二五二	一九三〇一〇三 二五二	一九三〇一〇三 二五二	一九七一四〇〇 一四六	一九七〇一〇二 二二三	一九七〇一〇二 二二三	一九七〇一〇二 二二三	一九七〇一〇二 二二三	一九七〇一〇二 二二三	一九七〇一〇二 二二三	一九一〇一四 二三八	一九七二七〇〇 二七二	一九七二七〇〇 二七二
介護予防居宅療 養管理指導(みなし)	居宅療養管理指 導(みなし)	訪問リハビリテ ーション(みな し)	訪問看護(みな し)	介護予防訪問介 護	介護予防通所介 護	通所介護	介護予防短期入 所生活介護	介護予防短期入 所生活介護	短期入所生活介 護	短期入所生活介 護	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	介護予防通所介 護	介護予防通所介 護
平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年五月 二十四日	平成十八年五月 十七日	平成十八年五月 十七日	平成十八年五月 十五日	平成十八年五月 十五日	平成十八年五月 十五日	平成十八年五月 十五日	平成十八年五月 十五日	平成十八年五月 一日	平成十八年五月 一日

雨宮調剤薬局	雨宮調剤薬局	山梨口腔保健 センター	山梨口腔保健 センター	山梨口腔保健 センター	山梨口腔保健 センター	山梨口腔保健 センター	山梨口腔保健 センター	山梨口腔保健 センター	山梨口腔保健 センター	山梨口腔保健 センター	原田歯科クリ ニック	原田歯科クリ ニック	ニック
都留市つる五 丁目六三五番 一号	都留市つる五 丁目六三五番 一号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市荒川一 丁目三番二七 号	甲府市里吉四 丁目一四番二 〇号	甲府市里吉四 丁目一四番二 〇号	丁目一四番二 〇号
一九四二一〇〇 二八八	一九四二一〇〇 二八八	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一三三 二四四	一九三〇一〇三 二五二	一九三〇一〇三 二五二	二五二
介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	居宅療養管理指 導(みなし)	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	居宅療養管理指 導(みなし)	訪問リハビリテ ーション(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	養管理指導(み なし)
平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日	平成十八年六月 一日

ひらの薬局	南都留郡山中 湖村平野一 三番地	一九四一三〇〇 三三五	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十八年六月 一日
ひらの薬局	南都留郡山中 湖村平野一 三番地	一九四一三〇〇 三三五	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成十八年六月 一日
ウエルシア薬 局ナカヤ石和 店	笛吹市石和町 井戸七二番地	一九四一八一〇 二三四	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十八年六月 一日
ウエルシア薬 局ナカヤ石和 店	笛吹市石和町 井戸七二番地	一九四一八一〇 二三四	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成十八年六月 一日
快晴苑	甲府市大津町 三三三番地	一九七〇一〇〇 一八四	介護予防通所介 護	平成十八年六月 一日
特定非営利活 動法人デイサ ービス真心	甲府市国玉町 七五四番地五	一九七〇一〇一 二九九	介護予防通所介 護	平成十八年六月 一日
みどり	甲府市宝一丁 目四番三三三号	一九七〇一〇一 五九六	介護予防訪問介 護	平成十八年六月 一日
東甲府居宅介 護支援サービ ス	甲府市桜井町 二九九番地	一九七〇一〇二 一八〇	居宅介護支援	平成十八年六月 一日
居宅介護支援 事業所みつち やん家	甲府市大里町 二九一三番地 一	一九七〇一〇二 一九八	居宅介護支援	平成十八年六月 一日
トリアスデイ サービスセン ター武田の家	甲府市武田三 丁目六番二六 号	一九七〇一〇二 二〇六	通所介護	平成十八年六月 一日
トリアスデイ サービスセン ター武田の家	甲府市武田三 丁目六番二六 号	一九七〇一〇二 二〇六	介護予防通所介 護	平成十八年六月 一日

東甲府通所リ ハビリテーシ ョン	甲府市桜井町 二九九番地	一九七〇一〇二 二一四	通所リハビリテ ーション	平成十八年六月 一日
東甲府通所リ ハビリテーシ ョン	甲府市桜井町 二九九番地	一九七〇一〇二 二一四	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成十八年六月 一日
有限会社あい ケアサービス	甲府市心経寺 町四七〇番地 一	一九七〇五〇〇 五〇八	介護予防訪問介 護	平成十八年六月 一日
信和ビジネス 株式会社介護 支援センター やすらぎ指定 介護予防訪問 介護事業所	富士吉田市上 吉田六六八六 番地フジトッ プビル二階	一九七二二〇〇 三六三	介護予防訪問介 護	平成十八年六月 一日
特別養護老人 ホーム志仁也	大月市初狩町 下初狩四一四 六番地一〇	一九七二四〇〇 二四五	短期入所生活介 護	平成十八年六月 一日
特別養護老人 ホーム志仁也	大月市初狩町 下初狩四一四 六番地一〇	一九七二四〇〇 二四五	介護予防短期入 所生活介護	平成十八年六月 一日
小規模デイサ ービス赤とん ぼ	南アルプス市 上宮地一七三 番地	一九七二六〇〇 二六五	介護予防通所介 護	平成十八年六月 一日
指定居宅介護 支援事業所き らら	南アルプス市 百々一三二九 番地	一九七二六〇〇 四三〇	居宅介護支援	平成十八年六月 一日
南アルプス市 社協あつたか ケアプラン	南アルプス市 寺部六五九番 地	一九七二六〇〇 四四八	居宅介護支援	平成十八年六月 一日
寄りあいどこ ろきらら	南アルプス市 百々一三二九	一九七二六〇〇 四五五	通所介護	平成十八年六月 一日

齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番 地一	一九二二二〇〇 二一七	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十八年六月 八日
齊藤眼科	甲州市塩山上 塩後二八五番 地一	一九二二二〇〇 二一七	介護予防訪問リ ハビリテーション (みなし)	平成十八年六月 八日
廣瀬醫院	山梨市三ヶ所 一一四一番地	一九一〇二〇〇 六二三	訪問看護(みな し)	平成十八年六月 十六日
廣瀬醫院	山梨市三ヶ所 一一四一番地	一九一〇二〇〇 六二三	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十八年六月 十六日
廣瀬醫院	山梨市三ヶ所 一一四一番地	一九一〇二〇〇 六二三	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十八年六月 十六日
廣瀬醫院	山梨市三ヶ所 一一四一番地	一九一〇二〇〇 六二三	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成十八年六月 十六日
廣瀬醫院	山梨市三ヶ所 一一四一番地	一九一〇二〇〇 六二三	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十八年六月 十六日
廣瀬醫院	山梨市三ヶ所 一一四一番地	一九一〇二〇〇 六二三	介護予防訪問リ ハビリテーション (みなし)	平成十八年六月 十六日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年十一月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 南巨摩郡増穂町小林字長沢境三八五の一、三八五の四、三八五の五、三八六の一、三八六の四、三八六の五、三八七の一、三九二、三九二の二、三九三及び三九三の二の区域

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 西八代郡市川三郷町市川大門二千九の四番地 有限会社花一生花店 代表取締役
 折居健一郎

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年十一月二日

山梨県教育委員会教育長 廣 瀬 孝 嘉

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
 県立学校教育情報化推進事業用パソコン等 一式
- 2 借入物品等の仕様等
- 3 入札説明書で定める内容等であること。
- 4 借入期間
 平成十九年三月十五日から平成二十四年三月十四日まで
- 5 借入場所
 山梨県教育委員会教育長が指定する場所
- 6 入札方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十八年山梨県告示第九十四号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県教育委員会教育長が判断

した者であること。

3 この公告に示す借入物品等に係るアフターサービスを山梨県教育委員会教育長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札者に要求される義務

入札者は、別途交付する入札説明書の三に示す入札者に要求される義務の事項について証明する書類を平成十八年十一月十七日（金）午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇―八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁
高校教育課指導担当 電話〇五五―二三三―一七六三

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十八年十一月十四日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで四の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十八年十一月十四日（火）午後二時 山梨県庁県民会館六〇六会議室

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年十二月十三日（水）午後二時 山梨県庁北別館五〇五会議室

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十八年十二月十二日（火）午後五時までに山梨県教育委員会高校教育課指導担当（郵便番号四〇〇―八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十三年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県教育委員会教育長が認めた入

札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否
要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

詳細は入札説明書による。

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Yamanashi Prefectural Schools' Advancement For Computer Literacy Project 1 Set

2 Time and place for tender

2:00PM December 13, 2006, Yamanashi Prefectural Office

3 Section in charge

High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education

1-6-1, Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8504 JAPAN

Phone 055-223-1763

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年十一月二日

山梨県工業技術センター所長 手塚芳郎

一 落札に係る購入物品等の名称及び数量

超精密加工機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県工業技術センター 山梨県甲府市大津町二千九十四番地

三 落札者を決定した日

平成十八年十月二日

四 落札者の氏名及び住所

関東物産株式会社 東京都千代田区岩本町二丁目五番十二号

五 落札金額

三千八百二十九万三千五百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日

平成十八年八月二十一日